

(新) 作業規程の準則 (平成 28 年 3 月 31 日一部改正版)

(旧) 作業規程の準則 (平成 25 年 3 月 29 日一部改正版)

付録 1 測量機器検定基準

付録 1 測量機器検定基準

2. 測量機器検定基準

2. 測量機器検定基準

2-6 GNSS測量機

検定項目	検定基準				
外観及び構造 (受信機、アンテナ)	外観：2-1セオドライトの外観、1) から3) の規定を準用する。 構造： 1) 固定装置は確実であること。 2) 整準機構は正確であること。 3) 防水構造であること。				
判定項目	級別性能基準				
			1級	2級	
受信帯域数	GNSS受信機	2周波		1周波	
	GNSSアンテナ	2周波		1周波	
判定項目	観測方法別性能基準				
	スタティック法・短縮スタティック法・ キネマティック法・RTK法・ネットワーク型RTK法				
水平成分 ΔN・ΔEの差	15mm以内				
高さ成分 ΔUの差	50mm以内				
測定結果等との比較に用いる基準値は、国土地理院の比較基線場又は国土地理院に登録した比較基線場の成果値とする。 なお、比較基線場での観測時間等は次表を標準とする。					
性能	観測方法	距離	観測時間	使用衛星数	データ取得間隔
				GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星	
	2周波スタティック法	10km	2時間	5衛星以上 6衛星以上	30秒
	1周波スタティック法	1km	1時間	4衛星以上 5衛星以上	30秒
	2周波短縮スタティック法	200m	20分	5衛星以上 6衛星以上	15秒
	1周波短縮スタティック法	200m	20分	5衛星以上 6衛星以上	15秒
	キネマティック法	200m以内	10秒以上	5衛星以上 6衛星以上	5秒以下
	RTK法	200m以内	10秒以上	5衛星以上 6衛星以上	1秒
	ネットワーク型RTK法	200m以内	10秒以上	5衛星以上	1秒
	①衛星の最低高度角は15度とする。 ②GPS衛星と準天頂衛星は、同等として扱うこととする（以下「GPS・準天頂衛星」という）。GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を利用できるGNSS測量機の場合は、GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星の観測及び解析処理を行うものとする。 ③GPS・準天頂衛星及びGLONASS衛星を用いた観測では、それぞれの衛星を2衛星以上用いるものとする。 ④キネマティック法、RTK法、ネットワーク型RTK法の観測時間は、FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。 ⑤2周波スタティック法による測定結果と基準値との比較をすることにより、1周波スタティック法、1、2周波短縮スタティック法による測定を省略することができる。 ⑥1周波スタティック法による測定結果と基準値との比較をすることにより、1周波短縮スタティック法による測定を省略することができる。				

測定結果等
赤線を追加しました。

2-6 GNSS測量機

検定項目	検定基準				
外観及び構造 (受信機、アンテナ)	外観：2-1セオドライトの外観、1) から3) の規定を準用する。 構造： 1) 固定装置は確実であること。 2) 整準機構は正確であること。 3) 防水構造であること。				
判定項目	級別性能基準				
			1級	2級	
受信帯域数	GNSS受信機	2周波		1周波	
	GNSSアンテナ	2周波		1周波	
判定項目	観測方法別性能基準				
	スタティック法・短縮スタティック法・ キネマティック法・RTK法・ネットワーク型RTK法				
水平成分 ΔN・ΔEの差	15mm以内				
高さ成分 ΔUの差	50mm以内				
測定結果との比較に用いる基準値は、国土地理院の比較基線場又は国土地理院に登録した比較基線場の成果値とする。 なお、比較基線場での観測時間等は次表を標準とする。					
性能	観測方法	距離	観測時間	使用衛星数	データ取得間隔
				GPS GPS及びGLONASS	
	2周波スタティック法	10km	3時間	5衛星以上 6衛星以上	30秒
	1周波スタティック法	1km	1時間	4衛星以上 5衛星以上	30秒
	2周波短縮スタティック法	200m	20分	5衛星以上 6衛星以上	15秒
	1周波短縮スタティック法	200m	20分	5衛星以上 6衛星以上	15秒
	キネマティック法	200m以内	10秒以上	5衛星以上 6衛星以上	5秒以下
	RTK法	200m以内	10秒以上	5衛星以上 6衛星以上	1秒
	ネットワーク型RTK法	200m以内	10秒以上	5衛星以上	1秒
	①衛星の最低高度角は15度とする。 ②GPS及びGLONASSを利用できるGNSS測量機の場合は、GPS衛星及びGLONASS衛星を用いた観測及び解析処理を行うものとする。 ③GPS衛星及びGLONASS衛星を用いた観測では、それぞれの衛星を2衛星以上用いるものとする。 ④キネマティック法、RTK法、ネットワーク型RTK法の観測時間は、FIX解を得てから10エポック以上のデータが取得できる時間とする。				